

新製品開発・販売の前に 意匠権調査 を！

意匠権調査は、新製品の開発や製造、販売を行う前の重要なステップです。意匠権調査によって他社の意匠権に抵触している可能性が判明した場合、無用なトラブルや法的な問題を未然に回避することができます。当財団の意匠権調査サービスを利用することで、安心して製品を展開することができます。

一般財団法人日本特許情報機構（Japio）の意匠権調査サービスは、優れた専門知識と迅速な対応で質の高い調査をご提供します。新製品や製作物の安全性を確実にし、ビジネスの成功を導くために、是非本サービスをご活用ください。

Japioの意匠権調査サービスの主な特徴と利点

1. 特許庁の審査・審判実務経験を有する専門の職員による調査

調査は、特許庁で意匠に関する審査・審判を経験し、意匠の確かな知識と経験を持つ専門の職員によって行われます。

2. 日本の登録意匠公報を丁寧に調査

日本の登録意匠公報を丁寧かつ精度高く調査いたします。これにより、対象意匠と同一又は類似する可能性がある登録意匠の有無を詳細に把握することができます。

3. 迅速な調査

当財団のサービスは迅速な対応が特徴です。通常、調査報告書は7営業日以内に提供いたします。ただし、調査内容により所要期間は異なりますのでご了承ください。

お問い合わせ・調査のご依頼は下記まで

一般財団法人日本特許情報機構（Japio） 意匠サービス窓口

TEL 03-3615-5530（9:00～12:00、13:00～17:00 ※土・日・祝日・休日・休業日を除く）

FAX 03-3615-5532 E-mail designprotect@japio.or.jp

https://japio.or.jp/service/serviceD1_01.html